

○警察署協議会の運営について（例規）

平成13年 4 月27日

佐本総発第300号

改正 平成15年 9 月佐本総発第103号、18年 3 月佐本務発第272号、20年 3 月佐本務発第22号・佐本広発第24号、23年 3 月佐本企発第102号、28年 3 月佐本務発第29号、令和 4 年 3 月
第184号

警察法の一部を改正する法律（平成12年法律第139号）の警察署協議会（以下「協議会」という。）に係る規定が平成13年 6 月 1 日から施行されることとなり、佐賀県警察署協議会条例（平成13年佐賀県条例第10号）及び佐賀県警察署協議会条例施行規則（平成13年佐賀県公安委員会規則第 9 号）に基づき、各警察署に協議会を設置することとなったので、下記により、協議会制度の適正かつ円滑な運用に努められたい。

記

第 1 協議会制度の趣旨

- (1) 協議会は、警察署長（以下「署長」という。）が、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民等の意見を聴くための機関である。
- (2) 協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、署長の諮問に應ずるとともに、署長に対して意見を述べる機関である。

署長は、協議会の意見、答申に法的に拘束されるものではないが、協議会の設置目的にかんがみ、意見、答申を尊重し、可能な限り業務運営に反映するよう努めなければならない。

第 2 委員の委嘱に係る手続

1 候補者資料の作成及び報告

(1) 委員候補者の人選等

協議会の委員（以下「委員」という。）は、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委嘱することとなるが、佐賀県警察は、公安委員会を補佐する立場から、委員の候補者に関する参考資料の提出等を行うものとする。

このため、署長は、管轄区域内に居住する住民等及び管轄区域内の自治体、学校その他その業務上地域における安全に関する問題に日常的にかかわりをもつ団体等の関係者の中から、地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者を委員候補者として選定し、警察署協議会委員候補者報告書（様式第 1 号）及び警察署協議会委員候補者資料（様式第 2 号）により、警務部総務課公安委員

会補佐官室（以下「補佐官室」という。）を通じ、公安委員会に報告するものとする。

なお、候補者の選定に当たっては、次の点に留意すること。

ア 関係団体等から推薦を受け、又はその意見を聴取するよう努めること

管轄区域内の自治会、自治体、学校関係団体（校警補導連絡協議会、PTA等）、防犯協会、交通安全協会、安全運転管理者連絡協議会等地域における安全に関する問題にかかわりをもつ団体等から候補者の推薦を受け、又はこれらの団体の長等の意見を聴取して選定するよう努めるものとする。

イ 地域、組織等に偏りがないよう選定すること

委員候補者が特定の居住地域、所属組織、年齢層等に偏ることのないよう候補者を選定するものとする。また、女性の候補者が相当程度含まれるよう配慮するものとする。

2 就任の依頼及び報告

(1) 署長は、公安委員会から、公安委員会が委員として委嘱することを決定した者（以下「委嘱予定者」という。）の氏名等について通知を受けたときは、速やかに委嘱予定者に直接面談し、委員就任の依頼を行うものとする。

その際、必要により当該委嘱予定者の属する機関、団体、事業所等の長等に対しても説明又は依頼を行うとともに、委員の身分等について十分な説明を行い、事後にトラブルが生じないよう配慮すること。

(2) 署長は、委嘱予定者の承諾を得たときは、補佐官室を通じ、公安委員会に速やかに報告するものとする。

3 辞令の交付及び名簿の作成

署長は、公安委員会から委嘱予定者に対して交付する辞令（様式第3号）の送付を受けたときは、これを委嘱予定者に交付するものとする。

また、警察署協議会委員名簿（様式第4号）を作成（正本及び副本2部）の上、正本を公安委員会に、副本1部を警察本部長にそれぞれ送付し、副本1部を自署において保管するものとする。

第3 委員の再任に係る手続

委員は2回に限り再任することができ、その再任の手続については、第2の規定を準用して行うものとする。ただし、委員の再任については、多様な民意を警察行政に反映させるという観点と協議会の安定性、継続性の確保という観点の双方から慎重に検討することとし、その時点における委員の構成等にも配慮すること。

第4 委員の解嘱に係る手続

- (1) 署長は、委員に次に掲げる事由が生じた場合には、解嘱上申書（様式第5号）により、公安委員会に委員の解嘱を上申するものとする。

ア 管轄区域内に居住し、又は勤務地を有するものでなくなったとき。

イ 刑罰法令に違反する行為があったとき。

ウ 反社会的な行為があったとき。

エ 心身の故障その他の理由から、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められるとき。

オ 職務を怠ったとき。

カ その他協議会の趣旨に照らし、委員としてふさわしくないと認めるに至ったとき。

- (2) 弁明の機会の付与

公安委員会が委員を解嘱しようとする場合には、解嘱しようとする理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を記載した通知書を期日の2週間前までに当該委員に送付し、弁明の機会を与えなければならないこととなる。ただし、当該委員の所在が明らかでないとき、又は通知したにもかかわらず正当な理由がなく期日に出頭しないときは、この限りでない。

- (3) 署長は、公安委員会から(1)の上申に係る委員について解嘱決定通知書（様式第6号）及び解嘱通知書（様式第7号）の送付を受けたときは、当該委員に対し、速やかに解嘱通知書を交付するものとする。ただし、所在不明その他の理由により交付することができない場合は、この限りでない。

第5 委員の辞職に係る手続

- (1) 署長は、委員から辞職の申出があったときは、速やかにその旨を補佐官室を通じ公安委員会へ報告するとともに、辞職を申し出た委員（以下「辞職予定者」という。）から辞職願（様式第8号）の提出を受け、公安委員会に送付するものとする。

- (2) 署長は、公安委員会から辞職予定者に係る辞令（様式第9号）の送付を受けたときは、当該辞職予定者に対し、これを交付するものとする。ただし、所在不明その他の理由により交付することができない場合は、この限りでない。

第6 欠員が生じた場合の委員の委嘱に係る手続

委員の解嘱、辞職等により欠員が生じた場合における委員の委嘱に係る手続については、第2の規定によるものとする。

なお、この場合の委員の任期は前任者の残任期間となることに留意すること。

第7 地域住民等に対する委員の氏名等の周知

署長は、第2から第6までの規定により委員の異動があった場合は、委員の氏名等を管轄区域内の住民等に周知するため、市町村の機関誌（紙）、交番又は駐在所が発行するミニ広報紙等への掲載、警察署の掲示板への掲示等の適切な措置を講ずるものとする。

また、補佐官室では、県政だより等の広報媒体により広報を行うものとする。

なお、このため、委員に就任を依頼する際は、氏名等が公表されることを十分説明しておくこととする。

第8 意見等に対する措置

- (1) 署長は、協議会から提出された意見、答申又は要望（以下「意見等」という。）を尊重し、警察署の業務運営に反映させるよう努め、その措置状況について協議会に報告するものとする。この場合、意見等を反映した措置をとることが困難な場合には、協議会に対し、その理由を説明しなければならない。
- (2) 署長は、(1)の意見等及びその措置結果について、意見等に対する措置結果報告書（様式第10号）により、警察本部長に報告するものとする。
- (3) 署長は、意見等に対する措置について、他の警察本部の課（所、隊）の長、警察学校長及び署長（以下「所属長」という。）の協力が必要である場合には、総務課長を通じて協力を依頼するものとし、依頼を受けた所属長は可能な限りこれに協力するものとする。

第9 議事概要の公表等

- (1) 協議会の会議を一般に公開するか否かについては、「審議会等の会議の情報提供に関する指針（平成15年9月12日付け広第625号、総務部長通知）」の規定に基づき、会議における率直な意見交換の確保等への配慮と協議会運営の透明性の確保等の観点を踏まえ、各協議会が決定するものとする。また、報道対応についても同様とする。
- (2) 署長は、協議会の議事等について、警察署に備えた警察署協議会議事録に記載し、この概要等を閲覧に供するほか、各種広報媒体を活用して公表するものとする。

なお、この場合、個々の発言者の氏名は伏せるなど、委員のプライバシー等に十分配慮すること。
- (3) 署長は、協議会を開催しようとするときは、速やかにその概要等を警察本部長に報告するものとする。また、協議会の会議が終了したときは、速やかに議事概要等を取りまとめ、警察署協議会開催結果の概要（様式第11号）により警察本部長に報告するものとする。

- (4) 総務課長は、各協議会の議事概要等を佐賀県警察ホームページに掲載するなど閲覧に供するための必要な措置をとるものとする。

第10 委員の報酬及び費用弁償

協議会委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法については、佐賀県特別職の職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の定めるところによるものとし、その事務処理等については別に定めるものとする。

第11 委員の災害補償

- (1) 署長は、協議会委員に係る公務災害（公務又は通勤により生じた負傷、疾病、身体障害又は死亡）等の発生を認知したときは、警察署協議会委員に係る災害発生報告書（様式第12号）により、速やかに補佐官室を通じ、警察本部長に報告するものとする。
- (2) 協議会委員の災害補償に係る事務については、佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年佐賀県条例第39号）及び佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年佐賀県規則第8号）の定めるところにより行うものとする。

第12 委員の事故等の報告

所属長は、委員に係る事故、犯罪その他の特異事案を認知した場合は、警察署協議会委員に係る事故等認知報告書（様式第13号）により、速やかに公安委員会及び警察本部長に報告するものとする。

第13 警察本部における事務

- (1) 警察本部における協議会に係る事務（第11の(2)の事務を除く。）は、警務部総務課において行うものとする。
- (2) 総務課長は、協議会の運営に関し、署長その他関係する所属長との連絡、調整を行うものとする。
- (3) 公安委員会が行う委員の委嘱、解嘱、辞職その他の異動に伴う事務は、補佐官室において行うものとする。

様式第1号(第2の1関係)

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

○ ○警察署長

警 察 署 協 議 会 委 員 候 補 者 報 告 書

番号	氏 名	年 齢	性 別	住 所	推薦団体等(所在地)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式第2号(第2の1関係)

警 察 署 協 議 会 委 員 候 補 者 資 料

(警察署)

		※ 整理番号			
ふ り が な 氏 名				性 別	男 女
生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)				
住 所	〒 ー 電話() ー				
職 業(役職)	()				
勤 務 先 (所在地)					
経 歴			他の団体における役職		
推薦団体等					
候補者として選出した理由					
所属事業所等への協議会委員就任依頼の必要性の有無				有 ・ 無	
※審査月日		※審査結果	適 ・ 否		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
2 ※欄は、警察署において記入しないこと。

様式第3号(第2の3関係)

辞 令

(氏 名)

(発令事項)

警察法第53条の2第3項の規定により

警察署協議会委員

を委嘱します

任 期

年 月 日から

年 月 まで

(発令年月日及び任命権者)

年 月 日

佐 賀 県 公 安 委 員 会 印

様式第4号(第2の3関係)

警 察 署 協 議 会 委 員 名 簿
(警察署)

ふりがな氏		※委嘱	(年 月 日) ・ ・ ・		写 真
性別	男 ・ 女				
生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)	※解嘱 (事由)	年 月 日 ()		
住 所	〒 ー 電話() ー				
非常の場合の連絡先	電話() ー				
職 業 (役 職)	()				
勤 務 先 (所在地)					
経 歴					他の団体等における役職
家 族 関 係	続柄	氏 名	生年月日	職 業	備 考
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
推 薦 団 体 等					

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
2 ※欄は、警察署において記入しないこと。
3 家族関係欄は、委員から申告があった場合に、同居の親族を記入すること。

様式第5号(第4関係)

第 号
年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

警察署長

解 嘱 上 申 書

下記の者は、佐賀県警察署協議会条例第3条第5項に該当すると認められるので上申する。

協 議 会 委 員	現 職 名 住 所 職 業 ふ り が な 氏 名 生年月日(年齢)	警察署協議会委員				
	委 嘱 年 月 日	年 月 日	在職年数(通算)	年 か月	役職	
上 申 事 由						
事 実 認 定 (疎明資料等)						
※ 審 査 結 果						

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
2 ※欄は、警察署において記入しないこと。

様式第6号(第4関係)

第 号
年 月 日

警察署長 殿

佐賀県公安委員会

解 嘱 決 定 通 知 書

次のとおり 警察署協議会委員の解嘱を決定したので通知する。

協 議 会 委 員	現 職 名 住 所 職 業 ふ り が な 氏 名 生年月日(年齢)	警察署協議会委員				
	委 嘱 年 月 日	年 月 日	在職年数(通算)	年 か月	役職	
決 定 の 日		年 月 日 ()				
決 定 内 容						
備 考						

様式第7号(第4関係)

解 嘱 通 知 書

(氏 名)	(現職名) 警察署協議会委員
(処分の内容) 佐賀県警察署協議会条例第3条第5項の規定により 警察署協議会委員 を解嘱します	
(処分の理由)	
(発令年月日及び任命権者) 年 月 日 佐 賀 県 公 安 委 員 会 印	

備考 本処分に不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

様式第8号(第5関係)

辞 職 願

佐賀県公安委員会 殿

このたび、 により

警察署協議会委員

を辞職いたしたいので承認願います。

年 月 日

住 所

(ふりがな)

氏 名

連 絡 先

様式第9号(第5関係)

辞 令

(氏 名)	(現職名) 警察署協議会委員
(発令事項) 辞職を承認します	
(発令年月日及び任命権者) 年 月 日 佐 賀 県 公 安 委 員 会 印	

様式第10号(第8関係)

第 号
年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

意見等に対する措置結果報告書

警察署協議会からの意見等への対応状況及び措置結果について、次のとおり報告します。

開催年月日	年 月 日
意見等内容	
対応状況及び措置結果	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

様式第11号(第9関係)

〇〇警察署協議会開催結果の概要

年 月 日

会 議	
開催日時	年 月 日(曜日) : ~ :
開催場所	
出席者	
議 事 概 要	

- 備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
2 会議の際に配付した資料等についても添付すること。

様式第12号(第11関係)

第 号
年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

警 察 署 長

警察署協議会委員に係る災害発生報告書

見出しのことにについて、次のとおり報告します。

協議 会 委員	住 所 職 業 ふ り が な 氏 名 生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)				
	委 嘱 年 月 日	年 月 日	在職年数(通算)	年 か月	役職	
関 係 者 等	住 所 職 業 ふ り が な 氏 名 生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)				
発 生 日 時		年 月 日 午前・後 時 分 ころ				
発 生 場 所						
傷 病 名			医療機関			
傷 病 の 部 位			療養経過	年 月 日(通・入)院		
程 度			健康保険証等の使用	有 ・ 無		
災 害 発 生 の 状 況						
備 考						

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

様式第13号(第12関係)

第 号
年 月 日

佐賀県公安委員会 殿
警 察 本 部 長

長

警察署協議会委員に係る事故等認知報告書

見出しのことについて、次のとおり事案の発生を認知したので報告します。

事	案	名												
協 議 会 委 員	所	属	名											
	住	所												
	職	業												
	ふ	り	が				な							
	氏	名												
	生年月日(年齢)		年		月	日生(	歳)							
	委	嘱	年	月	日	年	月	日	在職年数(通算)	年	か	月	役職	
発		生		日	時	年		月	日	午前・後		時	分	ころ
発		生		場		所								
事		案		の		概		要						
備		考												

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

様式第1号（第2の1関係）

（令4佐本務発184・一部改正）

様式第2号（第2の1関係）

様式第3号（第2の3関係）

様式第4号（第2の3関係）

様式第5号（第4関係）

（令4佐本務発184・一部改正）

様式第6号（第4関係）

（令4佐本務発184・一部改正）

様式第7号（第4関係）

様式第8号（第5関係）

（令4佐本務発184・一部改正）

様式第9号（第5関係）

様式第10号（第8関係）

様式第11号（第9関係）

様式第12号（第11関係）

様式第13号（第12関係）